平成２５年（フ）第１２５５号
京都市伏見区横大路一本木６番地８
債務者　藤田　吉之
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　宏夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月26日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２０２６号
愛知県春日井市花長町２丁目２番地４　Ｃａｓａ　Ｍａｉ103号
債務者　塚本　正美
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　清貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後１時25分
5　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０９号
宮崎市大字小松988番地４
債務者　河野　　博
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤田幸也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４７９号
兵庫県尼崎市南七松町１丁目７番１号レファインド南立花405号
債務者　中島興業こと中島一男こと　鄭　　鎮徹
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　朋美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８８号
長野県須坂市大字村山272番地の５
債務者　北村　岩吉
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江口　伸介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８３３号
札幌市白石区菊水１条４丁目６番61―207号
債務者　網谷　正貴
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　泰朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４７号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和500番地、住民票上の住所佐賀県武雄市武雄町大字富岡12223番地２
債務者　武藤　良二
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人桑原法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第３２８号
北海道紋別市渚滑町元新３丁目171番地の１
債務者　斉藤　　篤
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８７号
佐賀県三養基郡基山町大字園部2789番地１
エクセレントパークＢ203号
債務者　西岡　郁江
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６３９号
宮城県塩竈市清水沢２丁目23番３―404号
市営清水沢住宅３号棟
債務者　小島　章城
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６４５号
宮城県塩竈市旭町10番７号　阿部アパート１Ｆ、従前の住所宮城県塩竈市旭町６番７―209号　スペリア塩竈旭町
債務者　佐藤　雅幸
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６５９号
宮城県宮城郡七ケ浜町湊浜字升形26番地　栄喜荘、住民票上の住所秋田県秋田市楢山古川新町74番地
債務者　金　　博司
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７０９号
仙台市青葉区下愛子字町20番地の１　コーポ信濃401
債務者　阿部　宏美
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４０９号
岐阜市三田洞75番地　朝霧Ｂ３号室
債務者　住装こと　西原　正紀
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３４４号
兵庫県姫路市飾磨区恵美酒370番地３第８恵美酒マンション301
債務者　菊川　康文
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５０７号
兵庫県姫路市飾磨区阿成中垣内1036番地　コーポ三木102号
債務者　谷井　正道
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部